

発議案第 号

船橋市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により、提出します。

令和 3 年 月 日

船橋市議会議長 渡 辺 賢 次 様

提出者 議会運営委員長 つまがり 俊明

船橋市議会会議規則の一部を改正する規則

船橋市議会会議規則(昭和42年船橋市議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、 <u>出産、育児、 看護、介護、出産補助その他のやむを得ない事由</u> のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、 <u>出産その他の事故</u> のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
(欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、 <u>出産、育児、 看護、介護、出産補助その他のやむを得ない事由</u> のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。	(欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、 <u>出産その他の事故</u> のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

昨今の社会情勢の変化に鑑み、性別や年齢を問わず多くの人にとって必要となる欠席事由を具体的に例示し、分かりやすくするため、所要の改正を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。